

いじめリーフレット



質問

これっていじめ？

ア

入試前にゲームばかりしている A を心配して「ゲームばかりしていると希望の高校に行けないよ」と何回か注意した。
A はいやな気持ちになった。

イ

日ごろ仲のいいグループ内で、いつも B が芸を強要されたり、面倒ごとを押し付けられ使い走りにもされたりしている。
B 自身はいじめられているわけではないと話している。

ウ

風邪気味で鼻水が出ていた C を避けたり、C に触れたところを「C 菌だ。汚い。」と、別の友人間でなすりつけ合いをした。

答えは裏面に →

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

暴言や暴力のような故意性がなくても人間関係のトラブルは法律的にはいじめになる場合があります。

すなわち誰もがいじめの被害者・加害者になりえるということです。

法律上のいじめ

人間関係のトラブルで対象となった子どもが嫌だと思ふもの

一般的ないじめ

- 冷やかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる
- 軽い暴力・ひどい暴力・金品をたかられる
- 嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする
- 仲間外れ・集団による無視
- 持ち物を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる
- パソコン、スマートフォンによるSNSネット上の掲示板などへの書き込みなど誹謗中傷や嫌なことをされる



答え

すべていじめです

法律上のいじめ

アのような好意的な行為も相手が傷ついたり、いやな気持ちになるなど場合によってはいじめになります。ただしその場合、学校は教育上の配慮から、いじめという言葉を使わず指導する場合があります。

一般的ないじめ

イ・ウは絶対に許されない行為であり、いかなる理由があろうといじめを許してはいけません。学校はいじめの被害にあった子どもを第一に考え、解決に向け迅速に対応します。

ちなみに・・・

「廊下で肩がぶつかったDに『1万円はらえ』と強要し、持ってこないことを理由に殴ったり蹴ったりした。」も、いじめです。重篤な暴力や金銭の強要等の場合、学校は警察等関係機関と連携して解決に向けて対応することもあります。

子どもを**守る**ために子どもの**サイン**を見逃さないようにしましょう

- 元気がない
- イライラしている
- 家族に対して乱暴な態度や暴言がみられる
- 朝晩のあいさつをしない
- 学校の話をしたがらない
- 食欲がない
- よく持ち物をなくす
- 食欲がない
- 目線を合わせない
- 急に成績が下がる
- 買った覚えのないものを持っている

1つでもチェックが入ったら、まずは担任等相談しやすい先生にご相談ください。学校での観察を強化するなどの対策ができます。
2つ以上チェックが入ったら、すぐ、学校や相談窓口にご相談ください。

リーフレットに関するお問い合わせは
摂津市教育委員会 学校教育課

06-6383-1111 (平日午前9時～午後5時)

電話相談窓口 いじめ相談電話

06-6383-7830 (平日午前9時～午後5時)